

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3173号)

令和7年3月24日

横情審答申第3173号

令和7年3月24日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和5年5月23日総人第226号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「②令和3年度6月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る資料全  
て 令和3年6月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由  
書」ほか3件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮  
問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「②令和3年度6月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る資料全て 令和3年6月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由書 ④令和3年度12月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る資料全て 令和3年12月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由書 ⑥令和4年度6月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る資料全て 令和4年6月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由書 ⑧令和4年度12月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る資料全て 令和4年12月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由書」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年4月7日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第7号エに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人への評価の内容を開示することにより、本人のみが人事上有益な情報を得ることにつながり、公正な人事管理に支障が生じる。
- (2) 審査請求人への評価の内容は、被評価者の心情等に配慮しない評価者の率直な意見であり、非常にセンシティブな情報で、本来的に被評価者にそのまま開示すべきものとして想定していない上、開示されるべきものではない人事管理情報である。

また、審査請求人への評価の内容が開示されるとなると、必ずしも評価者の考えに被評価者が納得するとは限らず、無用の誤解を招く事態が生ずることが考えられるし、評価者が誤解やあつれきが生じることのないよう当たり障りのない評価を記載することが懸念され、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがある。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 一部非開示とする根拠規定を適用する理由は不当であり、審査請求人に不利益を与えている以上、その勤勉手当区分がCである理由を全部開示することで、説明責任を果たさなければいけないものとする。
- (3) 勤勉手当の金額は、勤勉手当区分の決定に伴い計算されるものであるから、勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理に関する開示を求める。
- (4) 非開示とする合理的理由の記載がない。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 一般職員の勤勉手当における業務実績評価に係る事務について

横浜市では、勤勉手当の支給に当たり、職員の成績率区分を決定している。成績率区分は、対象となる職員の日常の業務遂行を通じて評価者が把握した業績に応じ、顕著な業績を上げた場合はA、十分な業績を上げた場合はB、十分な業績を上げなかった場合はCである。

評価者は、該当の職員の成績率区分がA又はCであると判断した場合には、「勤勉手当成績率区分勤勉手当区分「A（又はC）」の理由書」（以下「理由書」という。）を作成し、区局人事担当課に提出する。

区局人事担当課で取りまとめた理由書は総務局人事課に提出され、同課において、最終的な成績率区分が決定される。

- (3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、人事課に提出された審査請求人に係る理由書であって、令和3年度6月期及び12月期並びに令和4年度6月期及び12月期のものである。

当該理由書には、審査請求人の氏名、審査請求人への評価の内容、記入者及び確認者の補職及び氏名等が記載されている。

実施機関は、このうち、審査請求人への評価の内容を旧条例第22条第7号エに該

当するとして非開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 旧条例第22条第7号では、保有個人情報を開示しないことができる場合として、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

イ 審査請求人への評価の内容には、審査請求人の成績率区分の判断に当たつての具体的な事情やこれに関する評価者の率直な意見が記載されている。これらの情報は、開示することにより、評価者が被評価者に開示されることを意識して当たり障りのない評価を記載する等により、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。

(5) 対象保有個人情報の特定について

審査請求人は、勤勉手当支給処理に関する保有個人情報の開示を求める旨を主張する。しかし、勤勉手当に係る成績率区分の決定と支給額確定後の支給処理とは、別個の手續と認められる。また、開示請求書の文言からすれば、審査請求人は勤勉手当に係る成績率区分の決定に関する保有個人情報の開示を求めていると解される。したがって、本件保有個人情報の本人開示請求に対し、勤勉手当の支給処理に関する保有個人情報まで特定すべきであつたということとはできない。

(6) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 5 月 23 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 5 年 7 月 7 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 1 月 27 日 (第453回第二部会)	・ 審議
令 和 7 年 2 月 27 日 (第454回第二部会)	・ 審議